

○木津川市における太陽光発電設備に関する条例施行規則

令和2年7月15日規則第29号

改正

令和4年7月1日規則第15号

令和5年8月24日規則第29号

木津川市における太陽光発電設備に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市における太陽光発電設備に関する条例（令和2年木津川市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第6条第9号に規定する規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- (2) 生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると市長が認める区域

(届出)

第4条 条例第8条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域及びその周辺の状況
- (2) 近隣関係者等への説明状況の報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 条例第8条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業届出書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業区域等状況調書（別記様式第3号）
- (3) 近隣関係者説明会報告書（別記様式第4号）
- (4) その他関係者説明報告書（別記様式第5号）
- (5) 別表に定める図書

3 条例第8条第2項の規定による変更の届出は、太陽光発電事業変更届出書（別記様式第6号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

4 事業者は、前2項の届出について正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。

（同意の申請等）

第5条 条例第9条の規定により同意を得ようとする事業者は、条例第8条第1項に規定する期限までに、太陽光発電事業同意（変更）申請書兼確約書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、同意の可否を決定し、太陽光発電事業同意通知書（別記様式第8号）又は太陽光発電事業不同意通知書（別記様式第9号）により当該事業者に通知するものとする。

（事業内容等の軽微な変更）

第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積又は太陽光発電設備の発電出力の縮小
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が認めるもの

（身分証明書）

第7条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第10号）によるものとする。

（指導、助言又は勧告）

第8条 条例第12条第1項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書（別記様式第11号）によるものとする。

2 条例第12条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第12号）によるものとする。

（公表）

第9条 条例第13条第1項の規定による公表は、木津川市公告式条例（平成19年木津川市条例第3号）第2条第2項に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

（意見を述べる機会）

第10条 条例第13条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（別記様式第13号）によるものとする。

2 事業者は、条例第13条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書（別記様式第14号）を提出するものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月24日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

1	事業者（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）及び設計者を証明する書類
2	位置図（縮尺1／2500以上）

3	現況図（縮尺1／500以上）
※4	現況断面図（縮尺1／500以上）
5	現況写真（事業区域及びその周辺の状況がわかるもの）
※6	公図、地籍図（事業区域及びその隣接地の地番、地積及び所有者の住所、氏名等（当該土地に建築物が存する場合は、その所有者の住所、氏名等を含む。）を記入すること。また、里道及び水路についても表示すること。）
7	土地利用計画図（縮尺1／500以上）
8	求積図（営農型太陽光発電設備を設置する場合は、太陽光パネル1枚あたりの投影面積及び枚数、附属設備等（パワーコンディショナー、変電設備、排水施設、進入路、引込柱等）の面積を表示すること。）
9	公共施設等との土地境界確認書の写し
10	排水計画平面図（縮尺1／500以上）
11	1級河川木津川までの排水経路（浸透施設及び自然浸透等の場合は不要）
12	流量計算書（浸透施設及び自然浸透等の場合は不要）
13	排水施設構造図（浸透施設及び自然浸透等の場合は不要）
14	浸透施設構造図又は自然浸透の構造図
※15	沈殿槽構造図
16	放流先構造図・縦断面図（浸透施設及び自然浸透等の場合は不要）
※17	土地造成計画・平面図及び断面図（縮尺1／500以上）
18	建築物設計図（平面図・立面図・断面図、縮尺1／100以上）
19	工作物設計図（平面図・立面図・断面図、縮尺1／100以上）
20	施設及び構造物の安定計算書
※21	工事施工方法書
22	防災施設の構造図
※23	景観予想図

2 4	反射光影響予測図
※2 5	想定発電出力算出計算書
2 6	事業土地の権利者の同意書
2 7	近隣関係者への説明会等の実施計画の概要
2 8	関係法令等の許認可等の写し又は関係法令等手続状況確認書
※2 9	事業区域内の土地の登記事項証明書
※3 0	太陽光発電設備の維持管理計画（当該施設の廃止後において行う措置を含む。）
※3 1	排水に係る放流承諾書（各管理者（河川管理者、市町村、水利組合、土地改良区）から、申請位置図、排水計画平面図及び排水経路図、沈殿槽構造図及び放流先構造図・縦断図等を用いて承諾を得ること。）
※3 2	工事実施体制表
3 3	緊急対応マニュアル
3 4	暴力団関係者に該当しない旨の誓約
3 5	前各項に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

備考 太陽光発電設備を設置する事業のうち、営農型太陽光発電設備（農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるもので必要最小限の面積であるものに限る。）を立て、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備をいう。以下同じ。）を設置する事業については、※印の図書の添付を省略する。ただし、条例第5条の抑制区域において施行しようとする事業を除く。

別記様式第1号（第4条関係）

太陽光発電事業届出書

年 月 日

木津川市長 宛て

住 所

(所在地)

届出者 氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

木津川市における太陽光発電設備に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

事業区域の所在地	木津川市
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW
年間発電電力量	kWh
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
事業の内容	

備考 営農型太陽光発電設備を設置する場合の事業区域の面積は、太陽光パネルの投影面積と附属設備等（パワーコンディショナー、変電設備、排水施設、進入路、引込柱等）の設置面積の合計とする。

別記様式第2号（第4条関係）

事業計画書

事業者住所	
事業者氏名	電話
設計者名	電話
事業区域の所在地	木津川市
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW
年間発電電力量	kWh
太陽光発電設備の種類	<input type="checkbox"/> 営農型太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> その他
太陽光パネルの向き	方向
太陽光パネルの角度	度
太陽光パネルの高さ	m
用途地域	<input type="checkbox"/> 住居専用地域 <input type="checkbox"/> その他 住居専用地域
関係法令	

備考 営農型太陽光発電設備を設置する場合の事業区域の面積は、太陽光パネルの投影面積と附属設備等（パワーコンディショナー、変電設備、排水施設、進入路、引込柱等）の設置面積の合計とする。

別記様式第3号（第4条関係）

事業区域等状況調書

年 月 日

木津川市長 宛て

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者氏名)

電話番号

1 事業区域内

事業区域の所在地	木津川市
事業区域の面積	m ²
事業区域の現況	<input type="checkbox"/> 農地 田、畑 <input type="checkbox"/> 山林 森林、竹林 <input type="checkbox"/> 耕作放棄地 <input type="checkbox"/> その他 ()
排水路	<input type="checkbox"/> 無 浸透施設 自然浸透 その他 () <input type="checkbox"/> 有 (木津川までの排水経路)

2 事業区域周辺

事業区域周辺の現況	<input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 学校用地 <input type="checkbox"/> その他 ()
事業区域周辺への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (影響の内容・対策等を記載)

別記様式第4号（第4条関係）

近隣関係者（ ） 説明会報告書

事業区域の所在地
開催日 年 月 日（ 回目） 場所 説明者名 参加者名
説明会の状況（内容）
近隣関係者（ ）の意見、要望
近隣関係者（ ）の意見、要望への回答

上記報告については、説明会の内容と相違ありません。

木津川市長 宛て

年 月 日

事業者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日

近隣関係者（ ）名

近隣関係者長住所

近隣関係者長氏名

電話番号

別記様式第5号（第4条関係）

その他関係者説明報告書

事業区域の所在地
開催日 年 月 日（ 回目） 場所 説明者名
説明の状況（内容）
その他関係者の意見、要望
その他関係者の意見、要望への回答

上記報告については、説明の内容と相違ありません。

木津川市長 宛て

年 月 日

事業者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日

その他関係者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

別記様式第6号（第4条関係）

太陽光発電事業変更届出書

年 月 日

木津川市長 宛て

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者氏名)

電話番号

木津川市における太陽光発電設備に関する条例第8条第2項の規定により、
関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

事業区域の所在地	
----------	--

設計又は施行方法等の 変更内容	変更前	変更後

別記様式第7号（第5条関係）

太陽光発電事業同意（変更）申請書兼確約書

年 月 日

木津川市長 宛て

住 所

(所在地)

届出者 氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

太陽光発電事業を施行（変更）するに当たり、同意を得たいので木津川市における太陽光発電設備に関する条例第9条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この度の事業において、事業施行中及び完了後においても下記に掲げる事項を遵守し、適切に管理していくことを確約します。

記

1 申請（変更）事項

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW

2 確約内容

<p>(1) 近隣関係者等との協調及び連携を図るとともに、地域の環境保全に対し十分配慮いたします。</p> <p>(2) 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処します。</p> <p>(3) 事業によって近隣関係者等に被害が及ぶ場合は、事業者及び近隣関係者等間において誠意をもって解決いたします。</p> <p>(4) 発電中止又は発電終了時には、事業者の負担と責任において太陽光発電設備の全部を撤去します。</p> <p>(5) 太陽光発電設備を第三者に転売又は譲渡した場合、当該確約を当方が相手側に責任をもって承継します。</p>
--

別記様式第8号（第5条関係）

太陽光発電事業同意通知書

第 号
年 月 日

様

木津川市長



木津川市における太陽光発電設備に関する条例第10条の規定により、下記の事業について同意します。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW
市の意見、条件等	

別記様式第9号（第5条関係）

太陽光発電事業不同意通知書

第 号
年 月 日

様

木津川市長



木津川市における太陽光発電設備に関する条例第10条の規定により、下記の事業について同意できません。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW
理由	

別記様式第10号（第7条関係）

（表面）

第 号

所属
職・氏名

身分証明書

この証明書を携帯する者は、木津川市における太陽光発電設備に関する条例第11条第1項に規定する立入調査を行う職員である。

年 月 日交付

木津川市長



（裏面）

木津川市における太陽光発電設備に関する条例（抜粋）

（報告及び立入調査）

第11条 市長は、この条例の施行のために必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第11号（第8条関係）

指導・助言通知書

第 号
年 月 日

様

木津川市長



木津川市における太陽光発電設備に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業区域の所在地	
指導及び助言の内容	

別記様式第12号（第8条関係）

勸告書

第 号
年 月 日

様

木津川市長



木津川市における太陽光発電設備に関する条例第12条第2項の規定により、下記の措置をとるよう勸告します。

記

事業区域の所在地	
措置期限	年 月 日
勸告事項	

別記様式第13号（第10条関係）

意見を述べる機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

木津川市長



あなたが施行しようとする事業については、年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、未だに改善が認められないことから、木津川市における太陽光発電設備に関する条例第13条第1項の規定によりその旨を公表することを予定しています。よって、同条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますので通知します。

なお、意見書の提出期限までに提出されない場合は、下記に記載した公表を予定する事項を公表することとなります。

記

1 公表を予定する事項

氏名（名称及び代表者氏名）	
住所（所在地）	
公表の原因となった事業の内容	
指導、助言又は勧告に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	木津川市公告式条例に定める掲示場への掲示及びその他市長が適当であると認める方法

2 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	年 月 日
提出先	

別記様式第14号（第10条関係）

公表に関する意見書

年 月 日

木津川市長 宛て

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者氏名)

電話番号

木津川市における太陽光発電設備に関する条例第13条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

事業区域の所在地	
公表の原因となった事業についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	

(備考) 意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができます。